

春日部商工会議所「くれよん共済・独自の給付金制度」規程

（目的）

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「くれよん共済」の一部をなすものである。以下、「くれよん共済」とする。

（対象者）

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「くれよん共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は「くれよん共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とし、効力発生日より1年以上経過した加入者とする。

（運営費）

第3条 会員事業所は当商工会議所に対し、「くれよん共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

（給付内容）

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・助成金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。また支払いはそれぞれ年一回を限度とする。

（脱退）

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「くれよん共済」から自動的に脱退するものとする。

- ① 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- ② 会員事業所が「くれよん共済」から脱退する旨の書類を提出したとき。
- ③ 会員事業所が「くれよん共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- ④ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

（給付手続き）

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお該当日（病気入院開始日、事故通院開始日、入籍日、出産日、成人日（令和4年4月より18歳をもって成人とする）より3年を経過した後の請求については支給しない。

（規程の制定・改廃）

第7条 本規約の制定及び改廃は、商工会議所会頭が行う。

（その他）

第8条 この規程に定めるほか、祝金・見舞金の給付に関する支払の有無は会議所の判断による。

（付則）

この規程は、令和4年10月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金・助成金給付内容

＜給付する場合＞ ※加入後1年以上継続加入している事を給付条件とする。

●病気入院見舞金

対象者が疾病により5日以上入院した場合に病気入院見舞金として支給する。

●事故通院見舞金

対象者が傷害を被り、5日以上医療機関へ通院した場合に事故通院見舞金として支給する。（入院給付金が支給された場合は支給しない）

●結婚祝金

対象者が結婚した場合に支給する。

●出産祝金

対象者もしくは配偶者が出産した場合に支給する。但し、多胎児の場合は子供1人に対してそれぞれ祝金を支給する。

●成人祝品

実年齢18歳に到達した月以降に記念品を進呈します。但し、令和4年4月より成人年齢が法令により変わっており、2年間の移行期間は考慮する。

●満了祝品（75歳の保障満了時）

実年齢75歳に到達した月以降に記念品を進呈します。

●インフルエンザ予防接種助成金

7月31日までに加入手続きを完了した方が対象となります。

申請期間は原則11月1日から翌年の3月20日までとなりますが、会報にて詳細はお知らせしますのでご確認下さい。（申請書類が期間内に提出済みである事）

但し、期間内の給付人数には限りがあります。給付可能人数を超える場合には連絡させていただきます。

春日部商工会議所独自の給付制度の内容

(金額の単位：円)

| 給付内容 | 口数 | | | | |
|-------------------------------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | 1口 | 2口 | 3口 | 4口 | 5口 |
| 病気入院見舞金 (5日以上入院された時、年1回限り) | 10,000 | 20,000 | 30,000 | 40,000 | 50,000 |
| 事故通院見舞金 (5日以上通院された時、年1回限り) | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 25,000 |
| 結婚祝金(本人) | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 25,000 |
| 出産祝金(本人・配偶者) | 5,000 | 10,000 | 15,000 | 20,000 | 25,000 |
| 成人祝品 | 記念品贈呈 | | | | |
| 満了祝品 | 記念品贈呈 | | | | |
| インフルエンザ予防接種助成金 | 一律 1,000 | | | | |

別表2 見舞金・助成金・祝金給付請求書類

| 見舞金区分 | 必要書類 |
|----------------|--|
| 病気入院見舞金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書（コピー可） |
| 事故通院見舞金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 通院日数・対象者名のわかる領収書等（コピー可） |
| 結婚祝金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 戸籍抄本等（その他結婚年月日を証明する書類のコピーでも可とする） |
| 出産祝金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 戸籍抄本等（その他出産年月日を証明する書類のコピーでも可とする） |
| 成人祝品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 生年月日を確認出来る身分証明書のコピー |
| 満了祝品 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書等不要 |
| インフルエンザ予防接種助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当所指定請求書 ・ 接種日・対象者名のわかる領収書等（コピー可） |

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

■ 共通：

- ・ 会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・ むちうち・腰痛
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・ 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・ 請求当月分の掛け金が入金されないとき

■ 病気入院見舞金

- ・ 正常出産による入院の場合

■＜用語の定義＞

- ・対象者：くれよん共済に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者②対象者の同居の親族

なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。

- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食中毒は含まない。

- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること